

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第215号
事故等種類	衝突（干出浜の岩壁）
発生日時	平成25年11月14日 10時36分ごろ
発生場所	愛媛県今治市鼻栗瀬戸 今治市所在の下小丸子島灯台から真方位175° 280m付近 （概位 北緯34° 12.9′ 東経133° 03.4′）
事故等調査の経過	平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	港湾業務艇 くるしま、18トン
船舶番号、船舶所有者等	281-41881愛媛、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	ソナーセンサー支柱に折損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、作業員3人を乗せ、水深を測定するため、船長が、操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、パソコンの画面に表示された今治市伯方島沿岸から2本目の測線上を東に向かい、1回目の航走を終えた。</p> <p>本船は、折り返して西に向かい、伯方島沿岸に最も近い1本目の測線を測深するため、約10ノット（kn）の対地速力で鼻栗瀬戸を南西進中、前方の渦に進入し、陸地に吸い込まれるような感じで舵が効かなくなり、平成25年11月14日10時36分ごろソナーセンサーが伯方島沿岸の干出浜の岩壁に衝突した。</p> <p>本船は、今治市熊口港に自力で入港し、船体及び舵に異常がないことを確認した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 渦、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南西流約4.8kn</p>
その他の事項	<p>本船は、船首約0.70m、船尾約0.85mの喫水であり、舵は水面下約1.5mに、ソナーセンサーは左舷側の外板に設置して水面下1.23mにそれぞれあった。</p> <p>船長は、衝突直前、陸地に船幅（約4m）程度寄せられたと感じた。</p> <p>本船は、GPSの精度が1m以下となるようなDGPSを搭載していた。</p> <p>干出浜の岩壁の端では、水深が約9mであった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、鼻栗瀬戸において、伯方島沿岸の水深測量を行う際、船長が、流速約4.8knの南西流が発生している状況下、陸岸に接近したことから、潮流に圧流されてソナーセンサー支柱が伯方島沿岸の干出浜の岩壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鼻栗瀬戸において、伯方島沿岸の水深測量を行う際、船長が、流速約4.8knの南西流が発生している状況下、陸岸に接近したため、潮流に圧流されて伯方島沿岸の干出浜の岩壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本船は、本事故後、沿岸付近を測深する場合、潮の流れが止まっている時期に測量することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連れ潮のときは、舵効きが悪くなることに留意すること。